

第 13 回官業民営化等 WG・第 22 回生活・ビジネスインフラ WG(環境分野) 議事録
(経済産業省ヒアリング)

- 1 . 日時 : 平成 1 7 年 1 0 月 3 1 日 (月) 10:00 ~ 10:30
- 2 . 場所 : 永田町合同庁舎 1 階第 1 会議室
- 3 . 項目 : 高圧ガス保安協会
- 4 . 出席 : 規制改革・民間開放推進会議
鈴木主査、原主査、大橋専門委員、福井専門委員
経済産業省
原子力安全保安院保安課 課長 谷川 浩也

鈴木主査

それでは、第 13 回「官業民営化等 WG」を開催いたします。

今日は経済産業省から高圧ガス保安協会について、10 時 ~ 10 時 30 分まで 30 分の予定でお話を聞かせていただきたいと思います。

本件に関しまして、環境 WG でも保安規制の緩和という視点から取り上げておりますので、本日は官業民営化 WG との合同の WG として開催します。

したがって、論点としてはかねてから申し上げ、また経産省さんにおいてはその線で以前からやっていたいておりますが、保安規制の緩和という問題について御説明いただき、かつ官業 WG の問題として、保安協会というものは民間開放をすることはできないのかと。この 2 つ問題のお話を承りたいと思います。

最初に御説明を 10 分弱でお願いして、あとは質疑に回したいと思いますので、よろしくお願いたします。

谷川保安課長 谷川です。10 分では終わらないと思いますが、なるべく簡単にします。

まず、前回のヒアリングで多くの先生方から検査のコストを出すようにという御指摘をいただいた際に、地方分権ということで高圧法の検査は都道府県の自治事務になっている関係上、国が指示できる関係でもなく、協力を要請してみますとお答えをした経緯がありますが、幸い 2 ~ 3 の県が快く協力してくれましたので、その数字をまとめています。

K H K の検査については、前回ヒアリングの段階で、最近 K H K の自主的改革努力の一環で、部門別の収支を決算の段階で公表していますが、それによる部門別の収入と、それによる部門別直接コストと部門別収入により比例按分した間接コストを加えた部門別コストがわかりますので、これによる決算上の部門別支出の全体をその年に行った検査の全体件数で割るという手法でコストを出しております。

K H K のやっている 3 つの検査ですけれども、容器検査、附属品検査、保安検査については、それぞれ今申し上げたような収支での全体の収入が、容器検査ですと 1 億 1,066 万 4,000 円。同じように附属品検査と保安検査で収入があります。一方、それぞれに支出が

ありまして、これは一応黒になっておりますが、その支出の部分について1件当たりで割り戻すと下のような計算になっております。

鈴木主査 今日お持ちになった、各省が高圧ガスはたくさん事故があるというようなことを言う。それに対して答えておられますね。これを先に御説明なさって、さらばその保安協会というのは民間開放はいかがかというこの調査票に戻って簡単に御説明いただいて。

谷川保安課長 支出についてはそれぞれ68.8円、6.4円、5万1,850円。これは、容器検査、附属品検査というのは小さい部品が何万個単位で検査を受けるものの1個当たりになりますので、非常にこのぐらいの小さな数字になりまして、保安検査は1事業所当たり幾らということになるので、これだけ差が出ますけれども、これが一応コストであります。

同じようなことを県についてやってもらったのが2ページ目の話でありまして、これをその件数で割り戻すと出るということでありまして。こちらの方は県の方で、人件費とか手間賃とかその辺をモデルケースとして試算をしてもらったということでありまして。

今、主査の御指摘のメインのところですが、今日お持ちしましたヒアリング回答A4縦長の紙ですけれども、事故が増えており、自主検査の安易な導入は問題だという御指摘があるということですが、余り根拠がないのではないかと思います。一番後ろに付けている事故比較の表を見て頂きたいのですが、高圧法上の事故は、昨年度に史上初めて死亡事故がゼロになりまして、これに次いで深刻な各種事故もかなり減ってきております。これは全体の保安の水準が上がっているということを示唆する非常に良い兆候だと思います。

ただ、一方でC級事故という軽い事故を中心に、「災害」ベースでも件数自体は増えているのがここ数年の傾向です。この要因を見ると、簡単な漏れとか操作ミスとかそういう話が非常に多く、我々の一般的な理解は設備の経年劣化によるものということです。即ち、特に認定事業者などの大規模事業者の設備は、高度成長期から安定成長に変わるまでに設置されたものが多く、概ね運転開始後30年ぐらい経ってきています。当然保守管理をきちんとやり、設備も部分的に更新をしつつ運転してきているわけですが、どうしても時間が経っておりますので、いわゆる劣化損傷によって、漏れということに結びついてきているのではないかと一般的に理解されているということです。

それから、90年代にかなり民間部門の経営環境が厳しく、合理化努力で人を絞っていたということもありまして、全般的な傾向としては現場の人が手薄になり、今、50代と20代はいるけれども、30代、40代の中堅がいないということで、2007年問題と一般的に言われていますが、事業者も現場のノウハウの維持について大変心配している状況もあります。昨今の景気回復と業況改善により、保守管理面でも積極的に投資をしようという大きな流れがあるのですが、その前の時代の遺産である人材問題も反映して、昨今の事故の状況に結びついているのではないかとというのが全般的な理解です。

他方、今の事故の状況が認定制度と何らかの関係があるのかどうか、又は自主検査をやっていることが事故の増減に影響を与えているかということですが、そこについては明確な証拠はありませんが、少なくとも現象的にはむしろいい方に効いているように見えます。

勿論、実際に自主検査を認める上では、それだけ事業所の能力が高いということが前提です。ある意味でこれは自然なことではないかとも思われます。

その数字的な根拠として、認定を受けて自主検査を行っている事業所の認定前の事故の件数と認定後の事故の件数を比較しています。事故総数で見ると認定前が全部で127件、認定後が45件です。更に、それぞれの原因について、ハード、ソフト、その他原因不明と分けてみると、認定前の事故がそれぞれ63件、53件、及び11件であり、認定後の事故がそれぞれ33件、9件、及び3件となります。死者とか重傷者、軽傷者の数は、その下に並んでいるとおりです。ただ、これだけは、それぞれの事業所の運転期間が違うことから単純比較は出来ないもので、認定前のものの平均運転期間と認定後のもののその差を勘案するべく、それぞれ28年と13年で割り戻すということで算出しています。

その結果、認定を受けて自主検査をやっている事業所の認定前の段階での年平均の事故件数は、認定前の段階で4.54件、認定後の段階で3.46件でした。これを要因別に見ると、ハード的要因によるものが認定前に2.25件、認定後2.54件とやや増えておりますが、ソフト的要因によるもので1.89件から0.69件に、その他要因によるものについても0.39件から0.23件にそれぞれ減っています。また、死者、重傷者、軽傷者のいずれを見ても非常に減っているということで、自主検査が何がしか事故の数とか程度の悪化ということとの間でどのような関係に立つのかについては、因果関係はともかく相関関係すら見出すことは難しいというのが数字が語っている現実です。

次に行ってよろしいでしょうか。

鈴木主査 どうぞ。ただ、時間がないので、ごくごくかいつまんでやっていただきたいのですけれども。

谷川保安課長 検査不備が事故の例になったものがあるかという1の ですけども、これは基本的にはありません。これは、そもそも主要因として検査不備というデータをとった統計がそもそもないということによるものですが、事故の中身のある程度見ても、そこで検査不備が事故の引き金になったものはないと認識をしております。

の事業組織と実際に検査組織の独立の問題ですけども、これは確かに現実に2年前にコンプライアンス上の問題がありまして、検査をやっていないのにやっているという報告をしたというデータ捏造の事例があって、取消を一部の事業所について行ったのですが、その反省を踏まえた制度見直しの中で、同じ事業所長の下に2つ組織があると、どうしても利益の相反とか価値の相克みたいな、運転を継続するか検査とか保安を重視するかということで現場が悩んでしまうということになるので、そこは意思決定権のラインとしては独立させるために、検査管理組織の長は社長の任命とすることを認定の基準に入れました。これに加えて、社内でも第三者性のある本社の監査チームが適切な状況でチェックに入るという仕組みを導入しています。

ただ、これでも100%完全ではないので、更に、法律上の権限に基づいて別途規制当局が立入検査をなるべくいつ行くかわからないという抜き打ち的状況で実施することとして

おり、これが最後のチェックとなります。いわゆる一般予防ということでにらみをきかせているということです。

はもう申し上げたとおりです。

認定制度の方ですけれども、自主検査拡大は処理能力の変化が20%を越える変更工事については、既に検討中ということで、年度末までに結論を出す予定であります。

余寿命予測のところですが、問いがどのことをおっしゃっているのかよく分からない部分がありますが、完全な余寿命予測というのは世の中では完全にはまだ出来上がっていないと言いますか、これは材料や材質とか使われている条件、想定する劣化損傷のタイプによって全然状況が違うので、その全部について、完璧な予測手法モデルとか実証とかできているわけではないというのは、専門家の一致するところではあります。

他方、もともと1年の検査期間でやっているということは、1年の間に起こる劣化はその間に補修の必要はないとしている訳ですが、これが何故半年ではなく1年なのかということは、決めの問題なわけです。そして、この期間を2年に延ばした場合、その差によってどれぐらいの劣化損傷を見逃すことになり、それが取り返しの付かないものなのかということについては、個別のプラントを特定し、そこでどんな条件でどんなものをつくっているかという条件が明らかになれば、ある程度予測できるという現実があります。

従って、そういう一定程度の予測の確実なものから相当な安全裕度を見て、検査周期の延長を認めてきているというのが今までの実務上の扱いであり、制度発足後20年近くかけて少しずつ、その損傷の種類と認めている年数が広がっています。即ち、今、現実に実施されているような範囲については、余寿命予測はできるということです。

最後の方に、重複規制の御指摘とかプロセスによって一体化するとか云々の記述がありますが、この点については、例えば、高圧ガス保安法と消防法では、それぞれ高圧ガスの破裂という物理的なハザードと、火事の予防という意味での危険物に対するハザードは見ている観点と基準が基本的には違うわけですので、それぞれについて見るということは合理的な規制の作り方ではないかと考えます。

ただ、労働安全については基本的に見ているハザードは高圧ガスと同じでありまして、単にその程度の差によって規制制度が異なるということでもありますので、ここ重複部分についての整合化を考える余地はあるのではないかとと思いますが、一般的に保安四法についてそういう問題があるというのは、ちょっと違うのではないかとと思います。

また、縦割り、横割りという言葉の使い方がやや難しいのですが、これを仮に縦割りと呼んで、そうでないプラント単位ですべての規制をまとめてしまうというのを横割りと呼べこととし、後者の体系に変更できないのかということですが、その「全体の系を状況を把握して」云々とありますけれども、プロセス単位で法律が必要だということになれば、プロセスというのは事業所ごとに違い、事業所で作るものが変わるとプロセスも変わるわけですので、世の中の事業所の単位だけ、あるいは事業所の中でつくる品目の数だけの規制体系が必要だということになり、とても合理的なやり方とは思えませんし、むしろ大

きな政府に結び付く、非常に複雑な規制体系になって、現実的でもないと思われます。法体系一本化というのもよく分かりませんが、少なくとも今の仕組みで問題があるということはないのではないかと考えています。

ただ、一方で個別に施設とか設備を特定することで、具体的に重なっている部分が明らかになれば、例えば、消防との関係では見ているものが違うので、その規制体系全体として抜くということはないと思いますが、その中で気密性能のみについては、危険物であろうと高圧ガスであろうと見るべき気密性能は同じなので、そこに限ってみれば、どちらか一方の制度で見ればいいのではないかとというのは非常に合理的な議論です。実際、この中でも御指摘のある、平成 12 年 11 月の実務者検討委員会というところでは、この点についても既に議論がされており、どちらか片方のデータを使えばいいよということ関係省が合意をして通達も出ており、ここをきちんと実施すれば、かなりの程度問題が解決するのではないかと思います。また、別途個別の問題があれば検討しますということで、再三あちこちに申し上げていますが、これまで問題は出てきていないということなので、今の段階で検討すると言っても検討内容が明確ではないと考えています。

以上です。

鈴木主査 ありがとうございます。

協会の業務の民間開放の問題についてはいかがですか。

谷川保安課長 民間開放と言いますと、検査ですか。

鈴木主査 この保安協会の業務。

谷川保安課長 検査業務については既に指定機関制を導入しておりまして、実際に民間検査機関の参入がかなり進んでおります。ここに記載されている検査以外にも完成検査とか輸入検査とかいろいろありますが、それらのほとんどについては、かなりの参入が現に起こっておりまして、特に保安検査のように毎年 1 回あるものについては、既に 50 社ぐらい全国で参入されています。

従って、検査の現場ではかなりの競争が現実に行っているという状況です。

鈴木主査 問題は、50 社入っているけれども、残りの保安協会の業務について、私どもはその業務の委託を受けたいという者がいるかいないかは前提として議論していませんから、その点は理解していただきたいのですが、一括して残っている検査業務を成り代わってやらせてくださいというものが仮に出てきたとしたら、その場合はそのひとが確かに力があるという事がはっきりしたとしたら、その場合にはどうお考えですか。

保安協会の業務を丸ごとそこに移管してしまうということも理論的にはあり得ると思うんですけども。出てきたらの話ですけども。

谷川保安課長 理論的ということでおっしゃれば、そもそも法律をやめるのかどうかということも含めて、すべてあり得るわけですから、選択の問題として。

鈴木主査 法律はあっても構わないと思いますよ。

谷川保安課長 高圧法をやめるという結論だってあり得るわけで。

鈴木主査 高圧法はつくって、その中の保安協会というものの書きぶりを変えるということです。

谷川保安課長 実際の問題としては、全く同様の法人形態の議論をもう一つの場で指摘を受けておりました、そこでも申し上げていますが、基本的にはKHKの業務の一番根幹の部分というのは、原子力で申しますと原子力安全基盤機構という独立行政法人があるんですが、それと同様の機能です。原子力安全・保安院が見ているハザードの中で、原子力が最も突出していますが、危険なものという意味では、高圧ガスはそれに次ぐレベルで、その次が火薬、かなり落ちて電気とかガスとかになるので、その観点から言うと、高圧ガス保安に係るきちんとした専門技術的能力を国がキープして、規制の一番根幹のところを確実に見ているということは極めて重要であると考えています。

ちなみに、こういう議論自体は、これまで行革や審議会の議論などで確認されており、このような観点から専門技術的なアドバイス・助言機能、あるいは意見具申機能などが法律上明記されておりますが、この辺の堅持は絶対必要であると考えております。

では、それとはまた別の検査とか検定など、かつて独占であったものの、その後民間でもできるのではないかとということで、あるいはその業務自体が国でオンリーワンである必要はないということで、民間開放してきているものについてどう考えるかということ、これら業務は、今までのところ本体の業務と密接に関連する形で、あるいは本体の業務を行う過程で出てきた知見を活用したサービスを提供するという形で実施されてきており、他方でそういう検査等の現場の業務をやっているがゆえに最新の技術情報も入ってきやすくなるということで、それが逆に基準等を策定し、あるいは特認等の業務を行うときにフィードバックとして好循環を形成しているという現実がありますので、これらは一体のものとして実行していくのが大事なのではないかと考えております。

もちろん、こちらの民間でもできる業務をどんどん増やして民業圧迫するというのも問題ではありますが、これまでのところは開放して民間検査機関が多数参入してこられる中で自然に住み分けが起こっているという状況で、ちょうどいい感じではないかと思っております。また、一応KHKの検査等の料金の引き下げのような議論がされていますが、それについては最大限の合理化をして国民に還元していくということで引き下げは検討するというところでやらせていただいております。

鈴木主査 これはそういうことを言われる人もいるのだけれども、さっき言われた12年11月の実務者検討会については、お互いが同じことについては1つの基準で、高圧ガスの問題については経産省の判断というものをそっくりそのまま受け取っておりますということを言われるが、そこはそのとおりに理解していいのですか。

きちんとその仕分けがついておって、重複してはやっていないということはそのとおりに受け取っていいのですか。ということは、石連から聞くと、そうではなく依然として混沌とした状況が局所的かもしれないけれども、あるということを行いますから。

谷川保安課長 したがって、その具体的な事例を出したいいただくことは極めて重要であ

ったわけです。実は、この法体系一本化に関しては、日本の法制度を批判する論文が世に結構出回っていて、我々もこのような批判やその主要な根拠になっているEUの法制がどうなっているだとか、今回随分勉強もさせていただきました。私はたまたまブラッセル勤務の経験があるので、そこのところはもともと親近感があり、全部オリジナルのテキストを読むことからやりました。その結果の結論から言うと、日本の法制や平成12年の関係省庁連絡会議での整理は、これらの論文で批判されているよりははるかにきちんとしています。むしろ、批判している論文自体が意外にこのようなEUの法制や平成12年の関係省庁連絡会議の報告書の原典を読むこともなく、誤った理解で、しかも出典なしで引用したりしていて、別の意味で非常に問題があると思います。

この平成12年の関係省庁連絡会議では、一つ一つの法令項目毎にかなり緻密な整理をしておりますが、このような整理をした上で、ではどこまで踏み込むかという議論については選択の幅があります。先ほど、私が申し上げた気密試験を例にとると、これは同じ気密性能をたまたま別の法律のそれぞれ違う基準によって見ているもので、安全規制としては重複している部分です。勿論、消防法の対象ハザードは危険物で、その多くは液体ですから、これが外に漏れた際には、それが延焼に繋がらないように防護堤を設けるとか、消防車が入れるようにしろとか、高圧ガス保安法とは全然異なる性格の基準が入っているのですが、いざと言うときにガスが外へ漏れて発火又は爆発しないようにしろという意味での気密性能に限れば、高圧法で要求される気密性能とそれほど変わらないわけです。従って、基準や検査の一部についてはダブリがあり、元々同じものを見ているので、その部分については、どちらか片方の法制に統一しろというのはありうるわけです。だけれども、平成12年の検討では、いろいろ御批判もあるかもしれないけれども、そこまでは踏み込んでいなくて、制度自体は今の体系を残し、2つの法律でそれぞれ気密試験は要求されるのだけれども、どちらか一方の法律に従って試験を行えば、そのデータをもう一つの法律に基づく試験を実際に行う代わりに事業者から提出されれば、そのまま認めてOKとするという整理をしています。即ち、それぞれの法律毎に要求される気密性能が維持されているという確認はするけれども、試験行為自体は2回やる必要はないということです。

ただ、このような整理が現実に実行されているのかについては、私もよく分からないのですが、そういう趣旨の通達がそれぞれの省庁から出ているにもかかわらず、現場では余り徹底していないという話も聞くところです。だとすれば、実は制度の問題ではなく、実施体制の問題ですから、もう一回合意事項が現場で確実に実行されるように、報告書にコミットした省庁は、再度都道府県なり地元消防に対してこれを徹底する責任があります。

ちなみに、過去どうもそれが現実らしいということで、再度の徹底を求める通達を既に出している形跡もあるのですが、今の時点での実情がどうなっているかは、よく分かりません。従って、我々の方も別途、石連の方に具体的に困っている事例はあるのですかといういろいろ聞いているのですが、我々の方には答えが出てこない状況です。

鈴木主査 これがプラント単位であって横割りだとおっしゃって、縦割りではないんだ

というようなことをおっしゃられたけれども、むしろ一つの工場の中の各プラントについて、結局同じような検査に対しての報告というものをそれぞれに対して出さなくてはならないと。これはプラントの縦も横もないと。10メガパスカルだったですかね。その圧力というものだけでも、そういう高圧のものあれば、ボイラーのようなものも工場の中にはいろいろ交じり合っておるわけです。

その中でボイラーならボイラーをする人、あるいは消防の人というのがオールオーバーの点検項目を持ってくると。その中でボイラーとか消防に関係しない、高圧ガスが出しておる項目に対しては消防はそれを受け取るというけれども、その受け取った全体の検査というのは全項目についてわたって、繰り返し繰り返し同じことを出して出さなくてはならないのは、何でそこまでやらせるのですかと。省庁が3つあるからですかというのが事業者側の不満なのです。

谷川保安課長 ですから、それが具体的にどういう事例について言っているのかを具体的に示して議論しないと建設的ではないと申しあげています。法律で体系を全部一本にまとめろ、縦に切り方を変えろと一般的におっしゃっても、それは非常に乱暴な議論で、そんなことはEUもアメリカも全くやっていないわけですから、これはやたら議論を複雑にして混乱させるだけだと思います。やはり、個別の話でどうなのかという形で論点を特定することによって議論はもう少し詰まってくると思います。

だから、さっきも申し上げたとおり、勿論私も他法令については完全に責任を持って言えるわけではないですが、労安法と高圧法については見ているハザード自体が違うわけではなく、まさにご指摘のように圧力の差で切り分けられている部分があるので、その部分の重複については調整の余地があると思いますし、実際やられているわけです。

他方で、消防法について同じようにやれと言われても、同法と高圧法は見ているハザードや観点が違い、実際技術基準で規定された項目も違うわけですから、たまたま見かけ上重複しているように見えても、そこについて調整の余地は余りないと思いますし、逆にその部分のトラブルの責任は全部高圧法だと言われても無理があるわけです。

つまり、法制全体では全く違う観点到立つのだけれども、たまたま中身的に全く同じものがそれぞれの中に一部含まれていて、そこが完全に重複している場合には、その重複について調整する余地があることにはなりますが、その場合であっても、法律のレベルで一方を抜くことになるのか、あるいは重複毎の個別事情に応じて様々なやり方で調整することになるのかは、まさに個別の問題次第ということではないかということです。

従って、具体的に事業者がどの事例のどこが問題だとおっしゃっているのかを精査することが、本件を検討する上で、極めて重要ではないかと思うのです。

鈴木主査 どうぞ。

大橋専門委員 2点ほど質問させていただきたいんです。

第1点は、自主検査をしたことによって厚生労働省が、1の の問題に関連して、この御回答でも「平成15年6月以降」云々というふうに書いてありますが、こういうように法

令に定められた検査が適正に行われなかったというような事例は、ある意味では一過性のものだったのか、あるいはいろいろの処置を取った結果、今後は出ないと予測されているのかどうかという点。これが第1。

もう一つは、やや基礎的で申し訳ないけれども、検査というのは何なんだろうということで、常々、私が疑問に思っているのは、検査というのはある意味では法令に定められた技術基準が適合しているかどうかということをチェックする機能が検査だろうと思うんですけども、そういう機能とが行為というのは、事故が起こらないということを保証するものではないのかどうか。検査したけれども、検査というのは決して事故が発生しないということを保証するものではないのかどうかということ。

それはどういうことかといいますと、この御回答の中の2ページの2行目に「自主検査の導入と事故数の推移との因果関係はないと理解しているところ」と書いてあります。この意味がどういう意味なのか。自主検査したけれども、事故は増えませんでしたということを言いたいのか、それとももともと自主検査を導入したというのは事故を減らすことを目的として導入したのではないんですという意味での因果関係がないと言っているのか。どうもその辺がはっきりしない、歯切れが悪い。そこをもう少し歯切れをよくしてほしいんです。

谷川保安課長 今の御指摘は、2つとも大変本質的なところで、我々も非常にある意味で、特にコンプライアンスというのは新しい類の問題でありますので、非常に悩んでいるところです。この問題については、委託ではありますが、研究も始めているところでありますし、いろいろ本格的に勉強しようとしているところです。

まず、前段の認定取消しの問題ですが、こういうデータのねつ造や情報隠蔽が一過性のものなのか、もうなくなるのかというご質問ですが、それ以前に、こういうふうな問題がそもそも昔はなかったのかどうかということは、実は明らかではありません。おそらく他省庁の方々は、自分達のところは事業者ではなく、自分達の出先機関が検査をしているので、そういうことは起こらないし、許さないという前提で色々とおっしゃっているのではないかと想像しますが、それが確かな事実であるのか、現場から上がってくる報告が本当に正確なものなのか、実はごまかしがあって気がついていないだけなのか、どちらなのか、これらはすべて完全には明らかではないことだと思います。

これこそがこの問題が非常に難しい所以の一つです。もともとコンプライアンス問題というのは、保安の世界というよりも、銀行の検査忌避だとか、食品の虚偽表示とかで社会的な注目を集めてきていますが、最近の高圧ガス事故の件数増加もそうですが、コンプライアンス問題そのものが最近増えたのではなく、もともとあったのに過去は表に出てこなかっただけではないかという議論もあるくらいです。即ち、組織のために奉公するという日本人が減少し、企業社会でも献身的コミットメントが減ってきているという識者の指摘がありますが、それと裏腹に従来表に出てこなかった不祥事が容易に表に出てくるようになった結果、コンプライアンス問題が見かけ上増えているのではないかと言うことです。

例えば、内部告発が典型ですが、従来は組織の中で共同体原理のような一体感が働いていたために、みんなで隠したり、うまく処理したり、勿論悪質な人はそれほど多い訳ではないので、善意でたまたまそうなったものも含めて、少なくとも結果的にそれらは比較的組織の外に出にくかったのに対して、最近、特に若い人を中心に共同体原理を越える心理的ハードルが低くなってしまったので、簡単に内部告発をする、あるいは2ちゃんねるみたいなネット上の空間に匿名でばんばん出てしまうということで、もともとあったことが外から見えるようになったということです。この辺は、正直なところの見方が真実なのかはつきりわからないのが実情です。

高压ガスのコンプライアンス問題については、いろんな経緯があってたまたま明らかになったわけですが、明らかになった以上、きちんと対応する必要があるので、当時の保安院は厳しい処分をしたわけですが、それ以前にそういうことが全くなかったのかどうかを証明することはそれほど容易ではないのが正直なところではあります。

では、これがこれでなくなるのかという御質問ですが、私としては今のところ、いろいろな実務経験を積み、勉強も進めている中で理解し、思っている範囲では、減ることは多分確実だろうと思います。それでは、根絶するかどうかについては、誠実に議論をすれば分からないというところだと思います。ただ、かなり根絶に近いところに向かって行くであろうという期待はしております。

鈴木主査 どうも、済みませんが、もう15分時間が超過してしまっていて、後が待っておりますので。

どうぞ。

原主査 簡単にですけれども、労働安全と消防とこちらとで、やはりそれぞれ目的が違うので、検査内容も重複しているのもあるかもしれないけれども、目的によって違う部分もあるかもしれないということですね。

ただ、私としては、やはりこれだけ多くの意見が出ているということであれば、具体的に提示をしると言われたんですが、具体的にどういう問題があるかというのはそちらで調べるべきことではないかと思えます。

平成12年に1度、皆さんで集まられて会を開いていらっしゃるようなんですけれども、やはり継続して問題点を指摘されている状況なわけで、そちらの各省庁集まっての検討を継続しておやりになって、具体的にどこに問題点があるのかというのは出してみると。こちらに言うのだけではなくて、御自分たちでもやはり集められて検討すべきではないかと思えます。

鈴木主査 この保安四法というのは、臨調以来の問題ですからね。だから、何が問題があるのだといったら、我々の方で石連からいろいろ問題を言ってきていますから、それも開示しますけれども、だからとにかく重複した部分がないというわけでは全くないのですから、そこら辺をよく考えてください。

では、このいただいた資料等については更に精査させていただいて、そして、正直言い

まして、3省が3省、それぞれ違うことをおっしゃって、やぶの中というのが私の感想でありまして、そこ自体に既に検査の重複性というものに疑惑を持たざるを得ないということが内在しているのではないかという感じすら持っていますので、なお引き続きこちらの方は真相解明いたしますが、そちらの方も真相は、今、原主査が言いましたように、自分で把握すべき問題だと思います。

ということで、時間が余りないので、簡単に。

福井専門委員 前回の6月22日の議事録のやりとりのおしりの方でやっているんですが、収支とか収入とか、1件当たりの実費とかについて簡単な資料を7月にお出しいただいています。結局、検査実費と、料金収入なりとの関係、要するに手数料と実費との関係というのがまだよくわかりませんので、後ほどこれをまた整理して御質問いたしますが、当時のやりとりの趣旨に沿った解析を後ほど教えていただきたいと思います。

鈴木主査 それでは、後で、今の質問等もまた追加していたしますから、今日はここで打ち切らせていただきたいと思います。

なお、引き続き、この問題を検討し、お話をよく承っていかないといけない問題であると私どもは思っておりますので、よろしくをお願いします。

谷川保安課長 事業者とは、具体的な問題を出してもらうように直接話はしております。そちらには出されているのに、私どもには出せないという話があると伺ってありましたので、そうかなと思っていた次第であり、決して努力をしていないわけではありません。

鈴木主査 どうもありがとうございました。